

屋外広告物 継続許可申請手続き方法

1. 継続許可申請に必要な次の書類を提出して下さい。提出部数は正副2部です。

- ① 屋外広告物許可申請書（第1号様式） ※押印不要
- ② 屋外広告物許可申請書（別紙）
- ③ 屋外広告物自己点検報告書（第2号様式） ※要点検報告日の記入
- ④ 屋外広告物継続許可申請書添付書類（任意様式）
 - ・付近案内図
 - ・広告物のカラー写真（サービスサイズ程度で3ヶ月以内に撮影）
- ⑤ その他添付書類
 - ・屋外広告物広告主等変更届（申請者の代表者名及び住所変更等）
 - ・屋外広告物管理者変更届（管理者の資格証明の写し必要）
 - ・承諾書（他人が所有する土地・建物に掲出する場合） ※要押印
 - ・委任状（申請者が申請手続きを他人に委任する場合） ※要押印

2. 上記①～③、⑤の変更届の書類については、**下記の町田市ホームページからダウンロードしてください。**また、広告主（申請者）の社名・住所・代表者が変更された場合（屋外広告物広告主等変更届）及び屋外広告物管理者が変更された場合（屋外広告物管理者変更届）も同ホームページからダウンロードしてください。

●屋外広告物許可申請について

（町田市ホームページ：<https://www.city.machida.tokyo.jp/index.html>）

トップページ>暮らし>住まい・道路>道路>屋外広告物許可申請について

※Google、YAHOO!等の検索サイトで「町田市 屋外広告物」と検索することで、直接「屋外広告物許可申請について」のホームページにアクセスすることもできます。

3. 郵送での受付も行っております。その際は、申請手数料の納付書送付のため、**封筒（長形3号）に切手84円を貼ったものを同封して下さい。**

また、許可書の郵送を希望の方は申請の際に、レターパック（ライト）または返信用封筒（A4サイズ）（副本及び許可書相当分の郵送料に簡易書留代金を含めた金額の切手を貼ったもの）を同封してください。※切手が足りない場合は不足分の追加送付となります。

4. 申請手数料を納付書にてお支払い下さい。（納入日が申請日となります。）

5. 対象の広告物をすでに除却している場合は、屋外広告物除却届（現況を確認できる写真を添付すること）を提出してください。様式は上記2の町田市ホームページからダウンロードしてください。

※許可期限を過ぎた後でも、期間を継続した許可申請は可能です。（許可日はさかのぼれません。）出来る限り速やかに継続許可申請を行ってください。